

談合の防止に向けて ～大阪市の取組み～

談合は犯罪です！！

- ・談合とは、入札参加業者があらかじめ受注予定者や受注価格等を決定することによって、入札により発注される商品又は役務の取引にかかる競争を制限する行為をいい、このような独占禁止法違反や刑法上の談合を行った場合は、課徴金の納付命令や刑事罰を受けることになります！！
- ・なお、談合は、競争性のある随意契約（プロポーザルや比較見積など）も対象となります。

●大阪市における談合防止の取組み

- ①大阪市の契約に関して談合が明らかになった場合
 - ⇒大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を講じます。
 - ⇒損害賠償を請求します。
- ②談合情報等がもたらされた場合
 - ⇒これまでの規定等をまとめ、新たに「大阪市談合情報等対応マニュアル」として制定しました。平成28年4月1日から、このマニュアルに従って調査等を行います。
 - ⇒調査結果は関係機関に報告します。
 - ⇒「大阪市談合情報等対応マニュアル」に基づく調査等に応じない場合は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を講じます。

●ご協力をお願いします

「落札者が最初から決まっている」「入札参加者の応札額が事前に決定している」などの談合にまつわる情報を入手した場合は、その入札手続きを行っている各区・局の担当窓口までご連絡ください。

